

村上地域振興局庁舎「食堂」運営者募集の概要

項目	概要	備考
業務内容	食堂の経営並びに厨房施設等の管理	
庁舎使用料	原則として免除します。	
面積	厨房42.0㎡、食事スペース42.0㎡（客席数40席）	
サービス方式	セルフサービス方式	テイクアウト方式の併設、配達弁当の提供等の実施については要協議
営業時間	原則として午前11時30分から午後1時30分まで（ただし、事業者の判断により延長可能）	営業時間、営業日以外における厨房施設等の利用については要協議
営業日	月～金曜日とする。ただし、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く。	
提供品目	ご提案いただいたメニューをもとに、協議の上決定します。	酒類の提供不可
価格の決定	職員の福利厚生施設である点を考慮に入れ、職員や来庁者が気軽に利用できる価格帯の設定を希望します。なお、価格の決定においては、協議が必要です。	
備品等の貸与	契約書等で別に定める厨房備品等（県が設置したものに限り）については、無償貸与します。ただし、営業上必要と思われる上記以外の什器備品等については、運営事業者の負担とします。	
運営事業者が負担する経費	(1) 可動性のある厨房備品等（県が当初設置したものを含む）の更新及び修繕費 (2) 光熱水費・空調費・管理費 (その他、清掃、ゴミ処理等は運営事業者が責任をもって実施することとします)	(2)の算出方法については欄外※参照
光熱水費等の実績	光熱水費：1.1～2.2万円程度／月 管理費：4.6万円程度／年 (試算)	試算方法： 令和7年度の庁舎における光熱水費や管理費の金額に、食堂経営時の令和5年度の食堂子メーター数値等を用いて再計算の上算出。
営業損益の帰属先	すべての営業損益が運営事業者に帰属します。なお、県からの補助はありません。	
1日あたり食数	昼食時における職員の需要に応じた数量の食事※の提供が可能であること。（※令和8年4月1日現在、村上庁舎で勤務する職員数は140名、令和5年度の食堂営業時における一日あたりの利用者数は、正式な統計はないものの、およそ20～30食程度。）	
村上庁舎勤務者数	約140人（令和8年4月現在）	健康福祉部を除く

※ 光熱水費・管理費の算出方法

- 光熱水費（給湯用ガス料及び上下水道料）
子メーターによる検針
- 光熱水費（電気料）

$$\text{庁舎電気料総額} \times \frac{\text{電灯数等（ワット数）}}{\text{庁舎全体の電灯数等（ワット数）}} \times 1/2 \text{（控除）}$$
- 空調用ガス料金
床の面積割で計算 $\times 1/2$ （控除）
- 管理費
庁内の各設備に係る保守点検経費を各施設の面積割で計算